

香取市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
下記のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので同条第 2
項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

香取市長 伊藤 友則



委託を受けた者	香取市佐原口 2028 番地 89 公益社団法人 香取市シルバー人材センター 会長 新堀 栄一郎
委託の期間	自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日
委託した内容	香取市民体育館及び当該施設が所管する体育施設の 使用料の徴収事務